

貸金庫等規定集



お客さまへ

このたびは、貸金庫をご利用いただきありがとうございます。
この規定集には、下記貸金庫規定を収録しておりますので、
ぜひご覧ください。

目 次

貸金庫規定	2
自動型貸金庫規定	6

貸金庫規定

(格納品の範囲)

第1条 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、破損しやすいものおよび変質するものは格納できません。

- (1) 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- (2) 公社債券、株券その他有価証券
- (3) 貴金属、宝石その他の貴重品
- (4) 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

2. 当行は、前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。また、格納品が危険物（爆発物等）であることが明らかな場合等は格納をおことわりします。

(契約期間等)

第2条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

(使用料)

第3条 貸金庫の使用料は、当行が別に定める料金により1年分を前払いするものとし、毎年4月15日（休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず、払い戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から月割計算により支払ってください。

2. 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後、最初に継続される契約期間から適用します。
3. 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

(鍵の保管)

第4条 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届け出の印章により封印し、当行が保管します。

(貸金庫の開閉等)

第5条 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届け出た代理人が正鍵を使用して行ってください。

2. 開庫にあたっては、当行所定の貸金庫開庫依頼書に届け出印の印章により記名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
3. 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。

(届出事項の変更等)

第6条 印章を紛失したとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届け出の前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を紛失したとき、

もしくは毀損したときも同様とします。

2. 届け出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(印章、鍵の喪失等の取扱い)

第7条 印章、もしくは正鍵を紛失した場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

2. 正鍵を紛失した場合または毀損した場合は、錠前の取替え、鍵の再発行等に要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

(印鑑照合等)

第8条 貸金庫開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

(損害の負担等)

第9条 災害、事変、その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

2. 前項の事由による格納品の紛失、減失、段損、変質等の損害についても、当行は責任を負いません。
3. 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第10条 この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

(解約等)

第11条 この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届け出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうへ、貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届け出の印章を紛失した場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。

2. 次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうへ、貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- (1) 借主が使用料を支払わないとき
- (2) 借主について相続の開始があったとき
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは

は第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

(4) 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき

(5) 実在しない名義による契約であること、または契約名義人本人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき

(6) 借主が当行との取引を公序良俗に反する行為に利用した場合または、重大な規定違反があったとき

(7) 借主または代理人がこの規約に違反したとき

3. 前項のほか、次の各号に一つでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。

(1) 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2) 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等及びこれらに準ずる者

F. 上記AからEと密接な関係を有する者又は法人その他の団体

(3) 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前記AからDに準ずる行為

4. 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に関第3条第1項の方法に準じて自動引落とすることができるものとします。

5. 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、この場合、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

6. 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求

がありしだい支払ってください。

(貸金庫の修繕、移転等)

第 12 条 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引き取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

(緊急措置)

第 13 条 法令の定めるところにより、貸金庫の開庫を求められたときまたは店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

(譲渡、転貸等の禁止)

第 14 条 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。

(保証人)

第 15 条 保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

(成年後見人等の届け出)

第 16 条 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。

2. 家庭裁判所の審判により、任意後見人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。

3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前 2 項と同様に当店に届け出てください。

4. 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届け出てください。

5. 前 4 項の届出の前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。

(規程の変更等)

第 17 条 この規定を改定する場合は、相当期間前に改定内容を店頭表示および当金融機関のホームページに掲載することにより、表示および掲載された適用開始日から改定後の規定を適用するものとします。

以 上

佐賀共栄銀行

自動型貸金庫規定

(格納品の範囲)

第1条 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、破損しやすいものおよび変質するものは格納できません。

- (1) 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- (2) 公社債券、株券その他有価証券
- (3) 貴金属、宝石その他の貴重品
- (4) 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

2. 当行は、前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。また、格納品が危険物（爆発物等）であることが明らかな場合等は格納をおことわりします。

(契約期間等)

第2条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

(使用料)

第3条 貸金庫の使用料は、当行が別に定める料金により1年分を前払いするものとし、毎年4月15日（休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず、払い戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から月割計算により支払ってください。

2. 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後、最初に継続される契約期間から適用します。
3. 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

(鍵の保管)

第4条 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届け出の印章により封印し、当行が保管します。

(貸金庫の開閉等)

第5条 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届け出た代理人が正鍵を使用して行ってください。

2. 貸金庫室への入室にあたっては、専用入り口に備え付けのカード読取機に貸金庫カードを通しまたは挿入してください。
3. 貸金庫を取り出す場合は、当行所定の貸金庫室備え付けの貸金庫受付機にカードを挿入し、届け出の暗証番号を入力してください。
4. 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。
5. 貸金庫の使用後は、施錠したうえ操作盤により格納操作を行ってください。
6. 停電・故障等によりカードによる貸金庫開閉ができないときは、当行所定の貸金庫開庫依頼

書に必要事項を記入のうえ、カードとともに窓口に提出してください。

(届出事項の変更等)

第6条 印章を紛失したとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を紛失したとき、もしくは毀損したときも同様とします。

2. 届け出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(印章、鍵の喪失等の取扱い)

第7条 印章、貸金庫カードもしくは正鍵を紛失した場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

2. 正鍵を紛失した場合または毀損した場合は、鍵前の取換えに要する費用を支払ってください。また、貸金庫カードを紛失した場合または毀損により再発行する場合には、当行所定の手数料を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

(暗証照合等)

第8条 操作の際に使用された貸金庫カードが当行が借主に交付した貸金庫カードであること、および暗証入力装置利用の際使用された暗証番号と届け出の暗証番号が一致することを確認のうえ、開庫その他の取扱いをしました場合には、貸金庫カードまたは暗証番号につき、偽造、変造その他事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(印鑑照合等)

第9条 諸届その他貸金庫取引に関する書類に使用された印影を印鑑届けと相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて届け出の受付その他の取扱いをしたうえで、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

(損害の負担等)

第10条 災害、事変、その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

2. 前項の事由による格納品の紛失、減失、段損、変質等の損書についても、当行は責任を負いません。

3. 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第11条 この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

(解約等)

第 12 条 この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、貸金庫カード、正鍵および届け出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ、貸金庫を直ちに明渡してください。なお、貸金庫カード、正鍵または届け出の印章を紛失した場合に解約するときは、このほか第 7 条に準じて取扱います。

2. 次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ、貸金庫を明渡してください。第 2 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- (1) 借主が使用料を支払わないとき
- (2) 借主について相続の開始があったとき
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- (4) 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
- (5) カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき
- (6) 実在しない名義による契約であること、または契約名義人本人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき
- (7) 借主が当行との取引を公序良俗に反する行為に利用した場合または、重大な規定違反があったとき
- (8) 借主または代理人がこの規約に違反したとき

3. 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等及びこれらに準ずる者
 - F. 上記 A から E と密接な関係を有する者又は法人その他の団体
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前記 A から D に準ずる行為

4. 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落としすることができます。
5. 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、この場合、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
6. 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

(貸金庫の修繕、移転等)

第13条 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引き取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

(緊急措置)

第14条 法令の定めるところにより、貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災・格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

(譲渡、転貸等の禁止)

第15条 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。また、貸金庫カードは、譲渡、質入または貸与することはできません。

(保証人)

第16条 保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

(成年後見人等の届け出)

- 第17条 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
 3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届け出てください。
 4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届け出てください。
 5. 前4項の届出の前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。

(規程の変更等)

第 18 条 この規定を改定する場合は、相当期間前に改定内容を店頭表示および当金融機関のホームページに掲載することにより、表示および掲載された適用開始日から改定後の規定を適用するものとします。

以 上

佐賀共栄銀行